

登録関連細則（一般選手登録基準）

一般選手登録基準

全日本テニス選手権大会、地域テニス選手権大会、JTT大会およびJ1（賞金付き）大会（前記各大会最終予選を含む）に出場する選手は、当該年度の公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という）一般選手登録を行わなければならない。

その他、本協会が公認する大会に出場する選手の中で、JTAポイントを必要とする者は、当該年度の本協会一般選手登録を行わなければならない。

1 新規登録の方法

新規に登録を希望する者は、JTAが運営する選手向けウェブサイト「JTAプレーヤーゾーン」の「サインアップ」ボタンより、必要事項（氏名、性別、住所、生年月日、連絡先、所属団体）を記入・選択の上、選手登録手続きを行い、あわせて年間登録料3,000円〔1年度（4月～翌年3月）分〕の支払を行う。

一般選手登録が完了すると登録番号が自動発行され、申請者はJTAプレーヤーゾーンの「プロフィール情報」メニューより、登録番号を確認することができる。

JTAプレーヤーゾーン上、登録種別は「JTA一般選手登録（アマチュア）」と表示される。

2 有効期限

一般選手登録は、毎年4月1日から翌年3月31日まで有効とする。

3月31日までに次年度分の一般選手登録料を納入しない者は、その登録料の支払いを完了するまで、次年度大会へエントリーをすることができない。また、ランキングにも名前は掲載されない。ただし、その場合でも、当該選手の選手登録番号および、JTAポイントは維持され、0にならない限り、登録の更新手続きを完了した翌週からJTAランキングに掲載される。

3 登録更新の方法

次年度分の一般選手登録の更新を行う者は、更新の登録料の支払いを、以下のいずれかの方法で行う。

- 1) JTAプレーヤーゾーンにて支払う（都度払い）

「JTAプレーヤーゾーン」にて、ウェブ画面の指示に従い、必要事項を記入

登録関連細則（一般選手登録基準）

の上、年間登録料 3,000 円〔1年度（4月～翌年3月）分〕の支払を行う。

2) 預金口座振替にて支払う（自動引落）

・ 申込方法について

JTA公式ホームページ (<http://www.jta-tennis.or.jp/>) より、「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」をダウンロードし、印刷の上、必要事項を記入し、11月20日までに本協会に郵送にて提出する。

・ 口座振替について

上記申込が受理されると、その後は毎年12月26日に、翌年度の年間登録料 3,000 円〔1年度（4月～翌年3月）分〕が自動引き落としされる。

「登録抹消および預金口座振替・自動払込の停止」の申し出がない限り、翌々年度分の口座振替は継続して実施される。

・ 口座振替ができなかった場合

口座振替が完了せず、次年度以降の選手登録の継続を希望する場合は、支払期限の3月31日までに、JTAプレーヤーゾーンにて選手登録料の支払いを行う必要がある。

4 登録更新辞退の方法

次年度の選手登録の更新を希望しない者は、前年度中に、下記JTAホームページの「登録抹消および預金口座振替・自動払込の停止」から申し出ること更新を辞退することができる。

URL: <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/399/Default.aspx>

預金口座振替の停止は、前年度11月末日までに必ず申し出る必要があり、口座振替が実行され、一旦支払われた登録料の返金は行わない。

（締め切り日以降に申し出た場合は、翌々年度からの停止となる。）

5 登録抹消

選手登録の抹消は、JTAプレーヤーゾーンにログインの上、「プロフィール情報」メニューから「アカウントの閉鎖」を選び、選手各自にて行うことができる。

6 登録内容の変更（変更料は無料）

1) 氏名、住所、メールアドレス、電話番号等の変更

JTAプレーヤーゾーン (URL: <http://jta.tournamentsoftware.com/>) にて、選手が自ら行う。

2) 所属団体の変更

登録関連細則（一般選手登録基準）

JTA公式ホームページより、「所属団体異動依頼フォーム」に、必要事項を入力の上、申請する。受理され次第、JTAプレーヤーズーンのプロフィール情報に反映される。

附 則

- 1 本登録基準は平成9年4月1日より施行する。

平成9年4月1日	施行	平成12年3月1日	改正
平成17年3月1日	改正	平成18年3月1日	改正
平成21年1月14日	改正	平成24年4月1日	改正
平成26年4月1日	改正	平成27年3月1日	改正